

つくばみらい市訓令第3号

つくばみらい市民間活力導入等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月23日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市民間活力導入等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

つくばみらい市民間活力導入等検討委員会設置要綱（平成25年つくばみらい市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表に掲げる委員」を「つくばみらい市庁議等規程（平成18年つくばみらい市訓令第1号）第6条第1項に規定する部長会議の構成員及び財政課長」に改める。
別表を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。